

入札公告

条件付一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年4月20日

県立日南病院長 峯 一彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 樹木管理業務委託
- (2) 委託内容 病院及び公舎の樹木管理
- (3) 委託場所 県立日南病院（日南市木山1丁目9番5号）他
- (4) 委託期間 契約の日から平成31年3月31日まで
- (5) 入札方法
 - ア (1)の委託件名について入札を実施する。落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
 - ウ 入札の回数は、2回を限度とする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号。以下「建設工事等要綱」という。）第7条に規定する建設業者等有資格業者名簿に「造園工事」として登載された者
- (3) 日南土木事務所管内に建設業法第3条第1項に規定する主たる営業所（本店）を有していること。
- (4) 平成20年度以降に完成した国、県、市町村発注の造園工事（植栽維持・管理業務を含む。）を元請として施行した実績があること。
- (5) 一級造園施工管理技士、二級造園施工管理技士、一級造園技能士又は二級造園技能士のいずれかの資格を有する者が1名以上いること。
- (6) 公告の日から入札日までのいずれかの日においても、建設工事等要綱10条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立日南病院 総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号
郵便番号887-0013 電話番号0987(23)3111
- (2) 期間 平成30年4月20日から平成30年5月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 県立日南病院 及び 病院局ホームページ
- (2) 期間 平成30年4月20日から平成30年5月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

5 入札と開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立日南病院 2階 第2会議室
日南市木山1丁目9番5号
- (2) 日時 平成30年5月8日（火） 午前10時30分

6 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）

第81条の規定による。

7 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

8 落札候補者の決定の方法

- (1) 開札後、予定価格の範囲内（最低制限価格を設けている場合は、予定価格以下かつ最低制限価格以上、最低制限価格を設けてない場合は、予定価格以下とする。）で、最低価格で入札した者を落札候補者とする。
- (2) 前項の最低価格で入札した者が2者以上いる場合においては、当該価格で入札した者（以下「同価入札者」という。）によるくじで落札候補者を定める。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札候補者について入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行うため、落札決定を保留する。

9 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出

落札候補者は、以下のとおり入札参加資格要件を満たしていることを証する書類を提出する。参加資格要件の審査を行い、当該要件を満たすことが確認できた者を落札者として決定する。

- (1) 提出場所 県立日南病院 総務課整備担当
- (2) 提出期限 平成30年5月9日 午後5時
- (3) 提出方法 持参に限るものとする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

県立日南病院 総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号
郵便番号 887-0013 電話番号0987(23)3111

11 その他

- (1) この条件付一般競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- (2) 本件入札においては、最低制限価格をもうけるものとし、最低制限価格に満たない入札についてはこれを無効とする。
なお、最低制限価格より低い価格の入札をしたものは、再度の入札に参加できないものとする。

入 札 説 明 書

県立日南病院が行う樹木管理業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記の5に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 平成30年4月20日

2 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 樹木管理業務委託
- (2) 委託内容 病院及び公舎の樹木管理
- (3) 委託場所 県立日南病院（日南市木山1丁目9番5号）他
- (4) 委託期間 契約した日から平成31年3月31日まで

3 業務の仕様書

別添「樹木管理業務処理要領」のとおり

4 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号。以下「建設工事等要綱」という。）第7条に規定する建設業者等有資格業者名簿に「造園工事」として掲載された者
- (3) 日南土木事務所管内に建設業法第3条第1項に規定する主たる営業所（本店）を有していること。
- (4) 平成20年度以降に完成した国、県、市町村発注の造園工事（植栽維持・管理業務を含む。）を元請として施行した実績があること。
- (5) 一級造園施工管理技士、二級造園施工管理技士、一級造園技能士又は二級造園技能士のいずれかの資格を有する者が1名以上いること。
- (6) 公告の日から入札日までのいずれかの日においても、建設工事等要綱10条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 県立日南病院 総務課整備担当
- (2) 所在地 日南市木山1丁目9番5号
郵便番号887-0013 電話番号0987（23）3111

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立日南病院 総務課整備担当
日南市木山1丁目9番5号 電話番号 0987（23）3111
- (2) 期間 平成30年4月20日から平成30年5月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

7 仕様書に関する質問及び閲覧

- (1) 仕様書に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は自由）により提出すること。
 - ア 受付期間
平成30年4月20日から平成30年5月7日まで
なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
 - イ 受付場所 5に同じ
 - ウ 提出方法
書面は持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

- また、郵送による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。
- (2) (1)の質問書に対する回答は、回答書を作成し、事務室前掲示板に掲示するものとする。
- ア 閲覧場所 県立日南病院事務局掲示板
イ 閲覧期間
掲示した日から平成30年5月7日まで

8 入札と開札

- (1) 入札に参加する者は、別紙様式第1号による入札書（以下「入札書」という。）を持参により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札と開札の日時及び場所
ア 日時 平成30年5月8日（火） 午前10時30分
イ 場所 県立日南病院 2階 第2会議室
日南市木山1丁目9番5号
- (3) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式第2号による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。
- (5) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。
ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。
ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。
イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。
ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。
ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。
イ 過去二箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 落札候補者の決定等

- (1) 開札後、予定価格の範囲内（最低制限価格を設けている場合は、予定価格以下かつ最低制限価格以上、最低制限価格を設けてない場合は、予定価格以下とする。）で、最低価格で入札した者を落札候補者とする。
- (2) 前項の最低価格で入札した者が2者以上いる場合においては、当該価格で入札した

者（以下「同価入札者」という。）によるくじで落札候補者を定める。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 落札候補者について入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行うため、落札決定を保留する。

11 再度入札

- (1) 開札した場合において、予定価格以内での価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
- (2) 入札の回数は、2回を限度する。
- (3) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

12 入札参加資格確認申請

- (1) 落札候補者の資格確認を行うため、入札参加資格確認申請書（別紙様式第3号。以下「申請書」という。）及び次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「添付資料」という。）の提出を求める。ただし、入札参加資格を満たしていないことが明らかな場合は、提出を求めないことがある。

ア 法人にあっては登記事項証明書の写し又は個人にあっては身分証明書の写し

イ 宮崎県の県税に係る徴収金に未納がないことを証する書面の写し

ウ 同種業務実績調書（別紙様式第4号）

エ 配置技術者の資格等調書（別紙様式第5号）

添付資料のア及びイは6ヶ月以内のものとする。

- (2) 提出場所 県立日南病院 総務課整備担当
- (3) 提出期限 平成30年5月9日 午後5時
- (4) 提出方法 持参に限るものとする。
- (5) 提出期限日以降は、申請書等の修正及び再提出を認めない。
- (6) 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は指示に従わない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- (7) 資格確認は、申請書等は提出され日の翌日から起算して2日以内に行う。ただし、資格確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。

13 落札者の決定

- (1) 資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たすことが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (2) 落札者を決定した場合にあっては落札決定通知書（別紙様式第6号）を送付する。
- (3) 落札候補者に入札参加資格がないとした場合（12の(1)のただし書きにおいて申請書等の提出を求めなかった場合を含む。）においては、入札参加資格確認結果通知書（別紙様式第7号。以下「確認通知書」という。）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示する。

14 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないとされた確認通知書を受理した者は、当該通知を受理した日の翌日から起算して2日以内に、書面により入札参加資格がないとした理由の説明を求めることができる。
- (2) 前項の説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して2日以内に、当該説明を求めた者に対して入札参加資格があると認める場合を除いて書面により回答する。
- (3) 前項の回答にあたり、入札参加資格があると認める場合には、入札参加資格がないとした確認通知書を取り消すとともに、当該説明を求めた者を落札者として決定し、落札決定通知書を通知する。
- (4) 前項の場合に15の(2)の規定により他の落札候補者に対する資格確認を中断しているときは、当該他の落札候補者に対する資格確認を中止し、中止した旨を入札参加資格確認中止通知書（別紙様式第8号）により当該他の落札候補者に通知する。

15 次順位者の資格確認

- (1) 資格確認の結果、落札候補者に入札参加資格がないとした場合は、入札参加資格がないとした者（以下「失格者」という。）以外の同価入札者が2者以上いる場合にあつては当該同価入札者によるくじで落札候補者を定め、失格者以外の同価入札者が1者である場合にあつては当該同価入札者を、同価入札者がいない場合にあつては失格者の次に予定価格の範囲内で最低価格を入札した者を、落札候補者として資格確認を行う。
- (2) 前項の規定による資格確認は、失格者に13の(3)に規定する通知をした日から行う。ただし、当該失格者から14の(1)に規定する説明を求める書面を受理したときは資格確認を中断するものとし、中断の期間は12の(7)に規定する期間を算定するにあたり除く。

16 入札の効力

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があつた入札

17 その他

- (1) 12に規定する申請書等及び14に規定する書面（以下「提出書類」という。）の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、入札参加確認以外の目的に使用しないものとする。
- (3) 提出書類は、返却しない。

樹木管理業務処理要領

1. 樹木種別

1) 病院

	高木(H≥3.5m)	中木(H<3.5m)	生垣	寄植
	本	本	m ²	m ²
病院	220	201	221	3,094
北駐車場	3	64	33	695
合計	223	265	254	3,789

2) 公舎(医長、医師A、B)

公舎	0	0	193	127
----	---	---	-----	-----

3) 看護師宿舎

看護師宿舎	1	9	0	19
-------	---	---	---	----

2. 管理方法

名称	摘要	回数/年	数量	単位
1) 病院				
剪定	生垣	2	254	m ²
"	寄植	2	3,789	m ²
施肥	高木	1	223	本
"	中木	1	265	本
"	生垣	1	254	m ²
"	寄植	1	3,789	m ²
消毒	高木	2	223	本
"	中木	2	265	本
"	生垣	2	254	m ²
"	寄植	2	3,789	m ²
除草		3	1	式
植栽	プランター	3	10	鉢
2) 公舎(医長、医師A、B)、医師公舎Bの前の病院所有地の除草も含む)				
剪定	生垣	2	193	m ²
"	寄植	2	127	m ²
施肥	生垣	1	193	m ²
"	寄植	1	127	m ²
消毒	生垣	2	193	m ²
"	寄植	2	127	m ²
除草		3	1	式
3) 看護師宿舎(看護師宿舎横、病院所有地の除草も含む)				
剪定	寄植	2	19	m ²
施肥	高木	1	1	本
"	中木	1	9	本
"	寄植	1	19	m ²
消毒	高木	2	1	本
"	中木	2	9	本
"	寄植	2	19	m ²
除草		3	1	式

※落ち葉処理含む

※高所作業車を使用する高木の剪定等は含まない(別途積算とする)。

3. 肥料

高木 0.60kg/1本、中木 0.30kg/1本、生垣 0.13kg/1m²、寄植 0.13kg/1m²

有機化成肥料: 20kg×40俵、肥料例: ターフメイト(N8 P8 K8)

※使用肥料は担当者と打合せをして決定すること。

4. 臨時点検

台風通過後など樹木管理業務に障害があることを自ら発見し、もしくは甲からこの旨の連絡を受けた時並びに甲が必要と認めるときに点検を行うものとする。

5. 報告書の提出

委託業務実施の都度、業務実施報告書、ならびに業務実施状況写真を提出。

業務完了報告書の提出(委託業務完了時)

(別紙様式第1号)

入 札 書 (委 託)

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
受託の内容	樹木管理業務									
受託の場所	県立日南病院他									
期 間	契約日より 平成 31 年 3 月 31 日まで									
入札保証金	病院局財務規程第81条第2項第2号の規定により免除									
<p>上記金額に100分の108を乗じて得た金額をもって受託したいので、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)等関係規程、設計書、仕様書及び指示事項を承知して入札します。</p> <p>平成 3 0 年 月 日</p> <p>住所 入札人 氏名</p> <p>県立日南病院長 峯 一彦 殿</p>										

入札条件等確認済

委任状

私は、都合により
使用印鑑
() を代理人と

定め下記業務の見積入札に関する権限を委任します。

記

1. 受託の内容 樹木管理業務
2. 受託の場所 県立日南病院他

平成30年 月 日

住所
名称
氏名

県立日南病院長 峯 一彦 殿

代理人の職名又は本人との関係

入札参加資格確認申請書

年 月 日

県立日南病院長
峯 一彦 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
F A X 番 号

印

平成 年 月 日に開札のありました樹木管理業務委託に係る入札参加資格の確認について、下記の書類を添えて申請します。

なお、公告に掲げる欠格要件のいずれにも該当しないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 法人にあつては登記事項証明書の写し（6か月以内のもの）、又は個人にあつては身分証明書の写し（6か月以内のもの）
- 2 宮崎県の県税（個人県民税又は地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを証する書面の写し（6か月以内のもの）
- 3 同種業務実績調書
(別紙様式第4号)
- 4 配置技術者の資格等調書
(別紙様式第5号)

同種業務実績調書

住 所

商号又は名称

代表者氏名



業 務 名	
発 注 機 関 名	
契 約 日	
契 約 金 額	
施 設 名	
場 所	(都道府県名・市町村名)
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

- 備考
- 1 公告に掲げる同種業務の要件を満たす業務の受託実績を記載すること。
 - 2 契約金額欄については、長期継続契約の場合は12か月分の金額を計上し、その下に括弧書きで全体額を記載すること。
 - 3 記載した業務について契約書の写し又は発注者の委託業務履行証明書（別紙様式第9号）及び業務の内容が確認できる書類を添付すること。

配置技術者の資格等調書

会社名

①	配置予定技術者氏名			
②	生 年 月 日			
③	採 用 年 月 日			
④	資 格 の 名 称			
	法			
	令			
	等			
	の			
	資 格 の 名 称			
資 格	登 録 等 年 月 日			
	及 び 番 号			
免 許	資 格 の 名 称			
	登 録 等 年 月 日			
免 許	及 び 番 号			
	資 格 の 名 称			
免 許	登 録 等 年 月 日			
	及 び 番 号			
⑤	常 駐 の 別			

- 備考
- ④欄は公告に掲げる要件を満たす資格を記載すること。
 - 記載した資格について、免許等の写しを添付すること。
 - 法令による資格・免許を求めている場合は、④欄を記入する必要はない。
 - ⑤欄は公告において配置技術者に「常駐」を求める場合に限り、「常駐」で配置する者に○を記入すること。
 - 用紙が不足する場合は適宜複写して使用すること。

落札決定通知書

商号又は名称

代表者氏名

様

県立日南病院長

峯 一彦



下記の調達案件について、落札者を決定しましたので通知します。

記

調達案件番号	
調達案件名称	
開札日時	年 月 日 時 分
入札金額	円 (税抜)
落札者 商号又は名称 代表者氏名	

入札参加資格確認結果通知書

商号又は名称

代表者氏名

様

県立日南病院長 峯 一彦 印

樹木管理業務委託に係る入札参加資格について、下記の理由により入札参加資格が認められなかったので通知します。

記

(入札参加資格がないとした理由)

(注) あなたは、当職に対して入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができます。

説明を求める場合は、この通知を受けた日から2日以内に県立日南病院へその旨を記載した書面を提出してください。

入札参加資格確認中止通知書

商号又は名称

代表者氏名

様

県立日南病院長

峯 一彦 印

先に申請ありました下記の業務に係る入札参加資格申請について、あなたの前に落札候補者であった方の入札参加資格が確認された結果、あなたの入札参加資格確認を中止しましたので通知します。

記

業務名

委託業務履行証明書

業 務 名	
契 約 日	
契 約 金 額	
施 設 名	
場 所	(都道府県名・市町村名)
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名



上記委託業務が、誠実に履行されたことを証明します。

年 月 日

発注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名



(※ この証明書は、樹木管理業務に係る入札参加のための審査に使用するものです。)

樹木管理業務委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と有限会社（以下「乙」という。）とは、樹木管理業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、樹木管理業務の委託（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託料）

第2条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、一金 円とする（内消費税相当額 円）。

（委託期間）

第3条 委託業務の期間は、平成30年 月 日から平成31年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める業務処理要領（以下「要領」という。）及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（業務実施の確認検査等）

第6条 甲は乙に対して委託業務の実施状況について確認し、必要に応じて報告を求めることができる。

2 乙は、前項の規定により確認の結果、不完全な履行があった場合はすみやかに修復するものとする。

（委託料の請求及び支払い）

第7条 乙は業務履行に係る委託料について、業務完了後支払いを請求することができるものとする。

2 甲は、前項の支払い請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

4 委託料の内訳は、9月分 円、3月分 円とする。

（秘密の保持）

第8条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報保護)

第9条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(業務従事者)

第10条 乙は業務に従事する者の名簿を作成し、資格、免許等の写しを添付して甲に提出しなければならない。

2 甲は、委託期間中において、乙が選任した従事者が業務を遂行する上で不相当と認めるときは、これの交替を要求することができる。

(権利義務譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡し、もしくは引き受けさせてはならない。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1)乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2)乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3)前2号に掲げるほか、乙がこの契約に違反したとき。

2 甲は前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その損害の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙はこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な経費は、乙の負担とする。

(協議等)

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第7章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年 月 日

甲 宮崎県

県立日南病院長 峯 一彦

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外のものから収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き

渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。